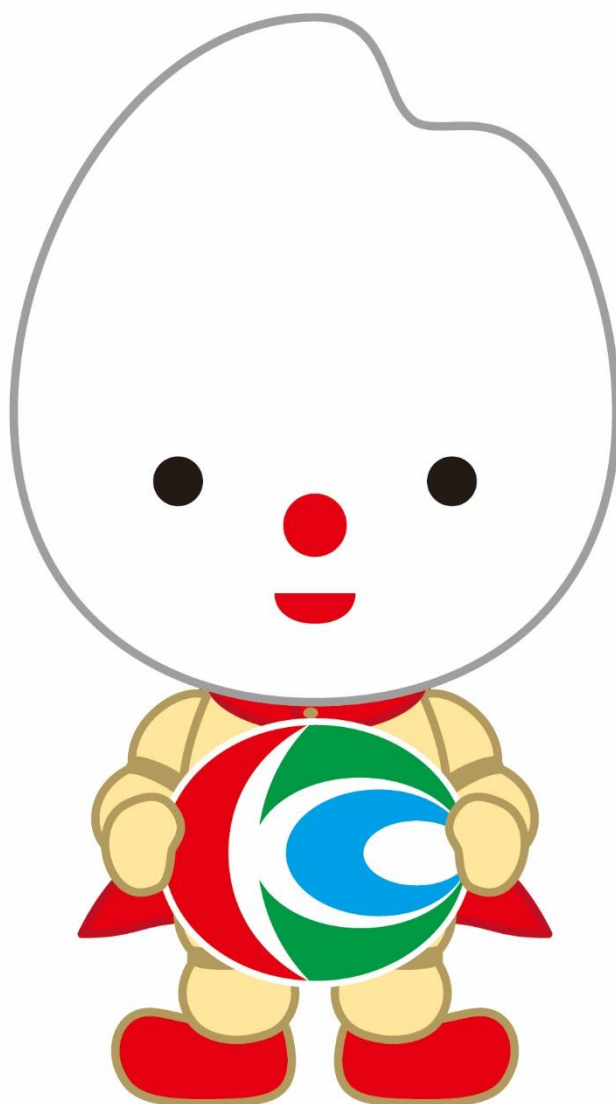


河内町水道事業経営戦略



河内町イメージキャラクター「かわち丸」

令和3年3月

茨城県稲敷郡河内町

目 次

第1章 経営戦略の策定にあたって	2
1. 経営戦略策定の趣旨	2
2. 計画期間	2
3. 河内町水道事業の歴史	3
4. 水道使用料金の概要	4
5. 水道事業の組織体制	5
第2章 水道事業の現状	6
1. 人口	6
2. 使用水量と水道料金収入	7
3. 配水施設	8
4. 水道管路	8
5. 事業収支の現状	9
6. 経営指標の状況	12
第3章 経営の基本方針	20
1. 水道事業の課題	20
2. 将来の事業環境	22
3. 基本方針	26
4. 推進する施策	28
第4章 収支計画（投資・財政計画）	32
1. 前提条件	32
2. 収支計画	34
3. 経営戦略の事後検証、更新等	37

第1章 経営戦略の策定にあたって

1. 経営戦略策定の趣旨

人口減少や節水機器の普及など水需要の減少に伴う収入減の傾向が続いている一方で、水道事業創設期に建設された水道施設は老朽化が進行しつづけます。

また、建設当初に布設された配水管等は、今後、耐用年数を迎えることとなり、東日本大震災を踏まえた施設の更新や耐震化への取り組みが喫緊の課題となっております。

これらに係る事業費には、多額な費用を要することとなり、その一方で、直接料金収入の増加につながらないため、地方公営企業法に基づく「独立採算の原則」から水道事業独自の負担は限界となり、今後の経営状況はますます厳しいものとなることが予測されます。

このような状況のなかで、水道施設等の計画的な更新を推進し、施設や管路の健全性を維持していくためには、施設の効率化、運営費用などの経費削減を図り、基盤強化を行ったうえで、経営健全化のための収支計画を策定し、中長期的な視野で事業運営に取り組んでいくことが重要と考えられます。

このため、「水道利用の効率化」の実現を目的として、河内町水道事業の、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定するものです。

※「経営戦略」とは

平成26年8月に総務省から通知のあった「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の中で、公営企業に策定を求めている経営の基本計画です。

今後、人口の減少、施設の老朽化が進む中で、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために、中長期的な視点から経営の健全化を実現するために作成するものです。

2. 計画期間

◎令和3年度から令和13年度までの10年間

総務省が示す「経営戦略」における「中長期的な視点から経営基盤の強化に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする」という考え方を取り入れ、長期的な経営基盤の強化等を踏まえた中で、10年を本計画の計画期間とします。

社会情勢や経営状況等の変化に対応するために、随時検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

3. 水道事業の歴史

当町は利根川の河床であったものが、水の運搬作用により漸次堆積し砂州、沼沢、葦を生じ次第に湿原が出来上がったほとんど起伏のない平坦地であります。

当町の歴史の状況から水資源に恵まれず、当時の地域住民の切実な要望により、昭和 30 年に河内村西部簡易水道事業、昭和 34 年に河内村金江津地区簡易水道事業を創設し、昭和 56 年 4 月に河内村水道事業として統合されました。

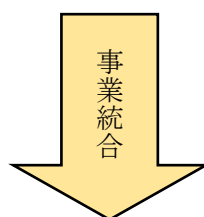
しかし、水源水質の悪化等により安定した水源確保及び給水が課題であったため、昭和 53 年 12 月に茨城県に対し霞ヶ浦を水源とした広域水道用水供給事業の整備を要請し、昭和 58 年 4 月より茨城県企業局阿見浄水場からの受水が開始され、令和 2 年 4 月より茨城県南西水道用水供給事業により受水しています。

河内村西部地区簡易水道事業	
事業開始年	昭和 30 年
計画給水人口	4,950 人
一日最大配水量	650 m ³

河内村金江津地区簡易水道事業	
事業開始年	昭和 34 年
計画給水人口	5,000 人
一日最大配水量	750 m ³

※昭和 42 年度事業計画変更により

一日最大給水量 742.5 m³



河内村水道事業	
事業開始年	昭和 56 年
計画給水人口	10,200 人
一日最大配水量	4,300 m ³

※平成 8 年 5 月 1 日に町制施行に伴い

河内町水道事業に名称変更

4. 水道使用料金の概要

河内町の水道使用料金については、消費税率の変更に伴い、令和元年10月使用分から料金が改定されています。消費税を除く実質的な改定につきましては、平成10年4月使用分より現行の料金体系になっています。

河内町水道使用料金表（税抜き）

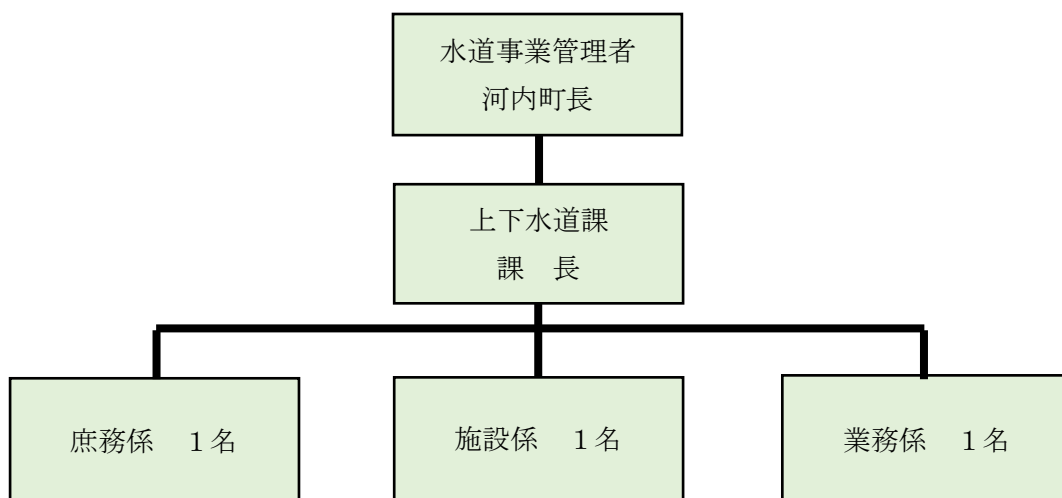
令和2年4月1日現在

用途	口径 (mm)	加入金 (円)	基本料金 ※基本水量1か月 につき10 m ³ まで	超過料金
一般用	13	100,000	2,200	10 m ³ を超える 1 m ³ につき 230 円
	20	120,000	2,400	
	25	200,000	2,700	
	30	300,000	3,000	
	40	500,000	5,000	
	50	1,000,000	7,000	
	75	1,500,000	10,000	
臨時用	一律	一般用の1/2 使用期間1年間	3,000	

※それぞれに消費税10%が加算されます。

5. 水道事業の組織体制

河内町水道事業の組織体制は、下記のとおりであり、現在は管理職を含め4名となっています。



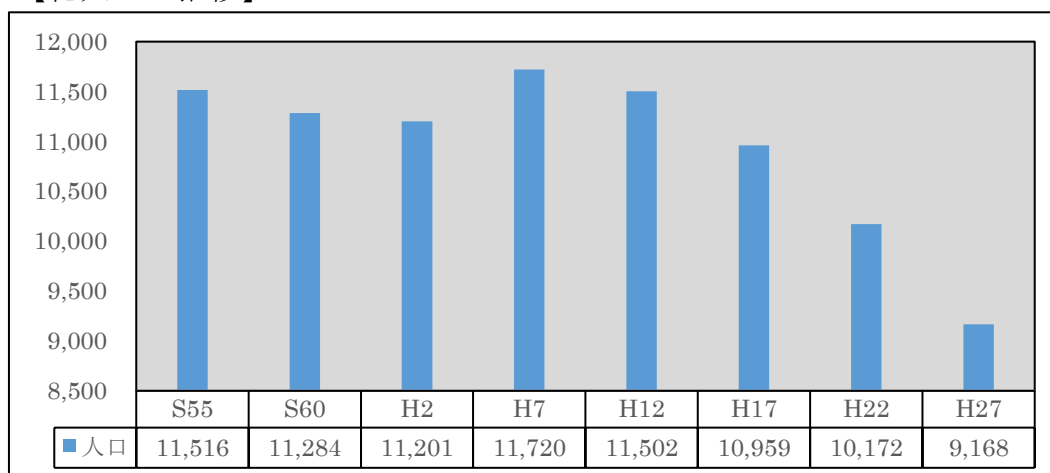
係名	事務分担
庶務係	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の総合調整に関すること。 ・職員の身分取扱に関すること。 ・予算、決算に関すること。 ・出納その他の関係事務に関すること ・契約に関すること。 ・資産の管理に関すること。(ただし、貯蔵品の管理を除く。) ・広報宣伝に関すること。 ・文書及び公印の管理に関すること。 ・その他ほかの係の所掌に属しないこと。
業務係	<ul style="list-style-type: none"> ・営業の企画に関すること。 ・業務統計に関すること。 ・量水器の点検に関すること。 ・水道料金の調定に関すること。 ・水道料金等の徴収に関すること。 ・その他営業に関すること。
施設係	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水の供給に関すること。 ・水道施設の維持、管理に関すること。 ・水道施設の設計及び工事施工に関すること。 ・給水装置に関すること。 ・貯蔵品の管理に関すること。 ・浄水場に関すること。 ・給水記録の整理、報告に関すること。 ・その他水道施設に関すること。

第2章 水道事業の現状

1. 人口

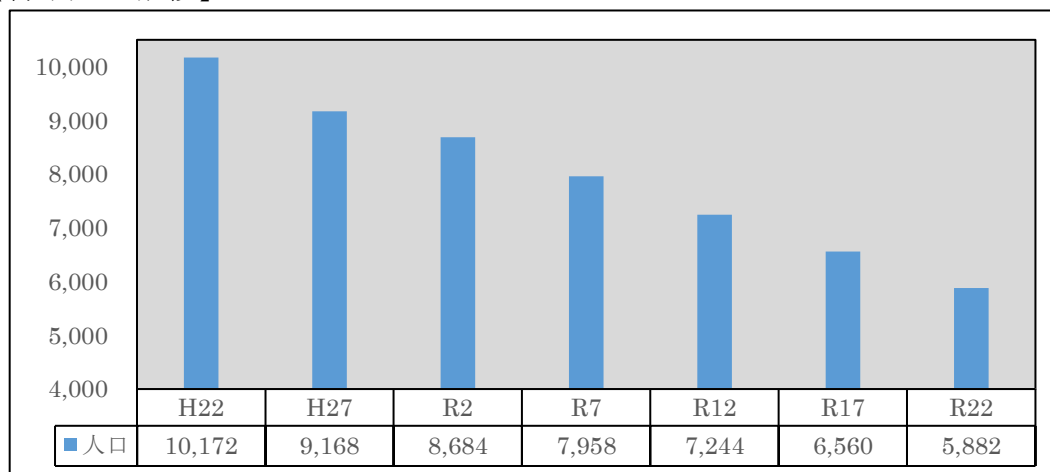
河内町の人口は、平成7年の11,720人をピークに以降減少傾向が続いており、令和2年3月末には8,704人となり、「まち・ひと・しごと創生 河内町総合戦略」においても今後減少傾向が継続する推計とされ、これに伴う給水人口も減少していくこととしています。

【総人口の推移】



※総務省「平成27年度国勢調査」 HPアドレス <http://www.e-stat.go.jp>

【将来人口推移】



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

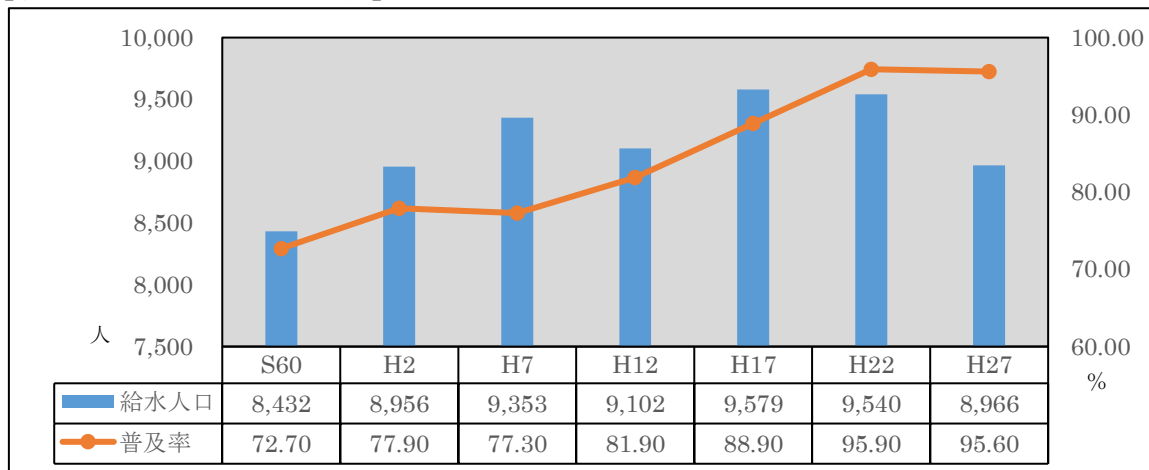
HPアドレス：<http://www.jpss.go.jp/pp-newest/j/newest03/newest03.asp>

*平成22年、平成27年における人口は、国勢調査人口の実績値としています。

人口の減少に伴い給水区域内人口・給水人口も減少傾向になると予測されます。

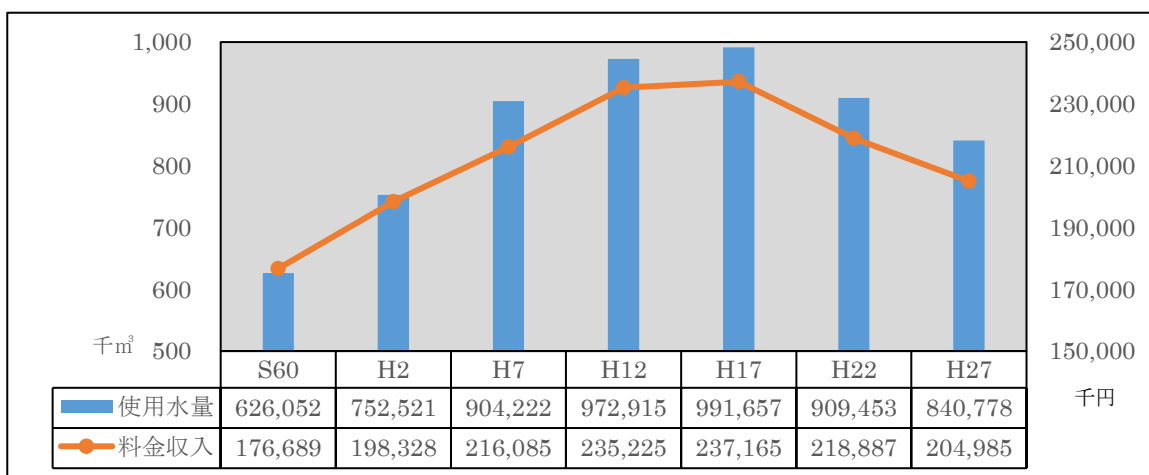
水道普及率は、本計画内では令和元年度の実績で94.0%となっています。今後は加入促進等による普及率の向上を図り、令和13年度で96.4%とし、給水区域内人口を6,616人、給水人口を6,378人としています。

【給水人口・普及率の推移】



2. 使用水量と水道料金収入

水道使用水量は、年々減少傾向にあり、今後も人口減少に伴い給水水量も減少すると見込んでいます。



3. 配水施設

河内町の水道事業は、茨城県企業局阿見浄水場から受水した水を配水池に一旦貯水し、配水ポンプで町内の各地域へ供給しています。

河内町水道管理事務所内の配水池、非常用発電機等の電気設備や配水ポンプ等の機械設備は、平成 24 年度から平成 30 年度に更新された新しい設備ですが、定期的な点検整備を行い、施設の長寿命化を図ります。

【配水池】



【配水ポンプ】



【制御設備・計装設備】



【非常用発電機】



4. 水道管路

河内町で現在布設されている水道管路の延長は約 142km であり、そのうち全体の約 77.5%が口径φ100mm以下の水道管となっています。その中で最も多く布設されているのは口径φ100mmで31.2%を占めています。

水道事業は、昭和 57 年度に供用開始しており、本計画期間中に水道管の法定耐用年数の 40 年を経過することとなるため、今後計画的な布設替えなどの対応が必要です。

また、老朽化が進行している管種及び重要幹線路の緊急性の高い水道管路については、耐久性・耐震性の高い水道管に布設替えする工事を行っていきます。

5. 事業収支の現状

事業収支はプラスを維持していますが、これは他会計補助金として、一般会計から年間 2,500 万円から 3,000 万円弱の収入があるため、給水収益のみでは事業費用を賄えていません。

資本的収支では、減価償却費を収益化した内部留保資金の範囲内で建設改良費や企業債償還金の支出をしているため、内部留保資金は 90,000 千円前後の水準を維持しています。

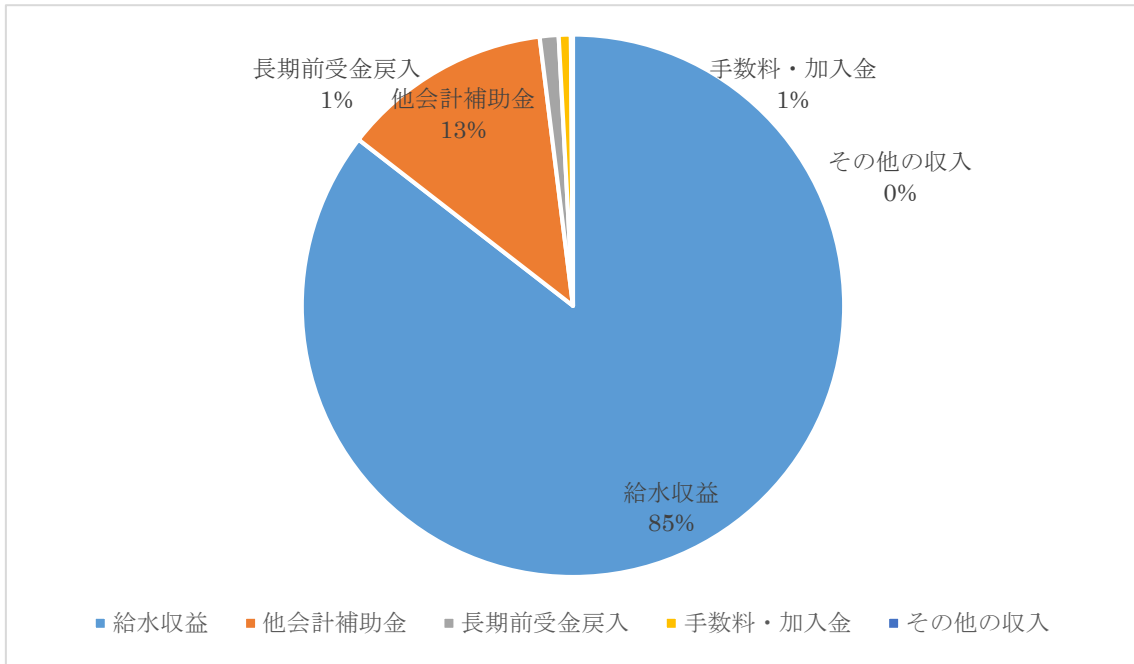
また、配水池の更新事業で借り入れた企業債の返済が進んでいるため、未償還残高は減少傾向で推移しています。

【損益の推移（直近 3 年）】

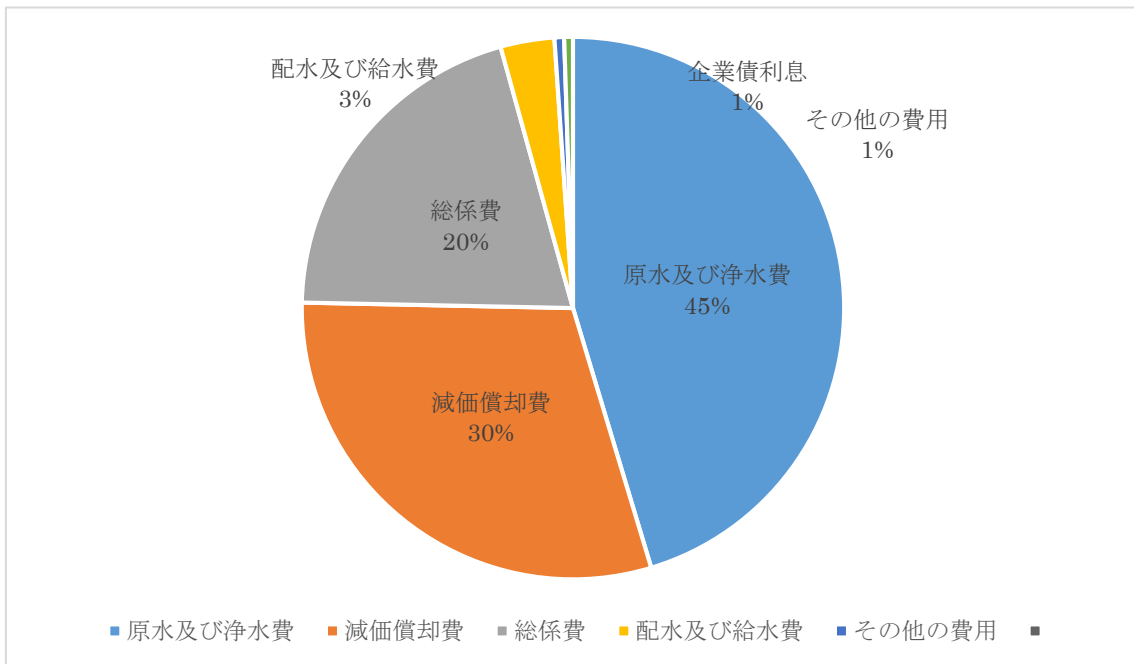
単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 営業収益	206,204	204,911	203,545
(1) 給水収益	204,641	203,044	201,815
(2) 受託工事収益	18	157	27
(3) その他	1,545	1,710	1,703
2 営業費用	234,238	233,233	234,679
(1) 総係費	45,283	47,967	48,057
(2) 原水及び浄水費	109,332	107,250	106,959
(3) 配水及び給水費	9,192	3,133	7,570
(4) 受託工事費	476	602	470
(5) 減価償却費	69,955	74,281	70,737
(6) 資産減耗費	0	0	886
営業利益（マイナスは営業損失）	△28,034	△28,322	△31,134
3 営業外収益	28,536	29,504	32,428
(1) 受取利息	9	9	9
(2) 一般会計補助金	25,300	263,000	29,600
(3) 長期前受金戻入	3,077	3,056	2,649
(4) その他	150	139	170
4 営業外費用	1,581	1,404	1,227
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	1,581	1,404	1,227
(2) その他	0	0	0
経常利益	△1,079	△222	67
5 特別利益	1,216	376	83
6 特別損失	0	0	0
当年度純利益（マイナスは純損失）	137	154	150

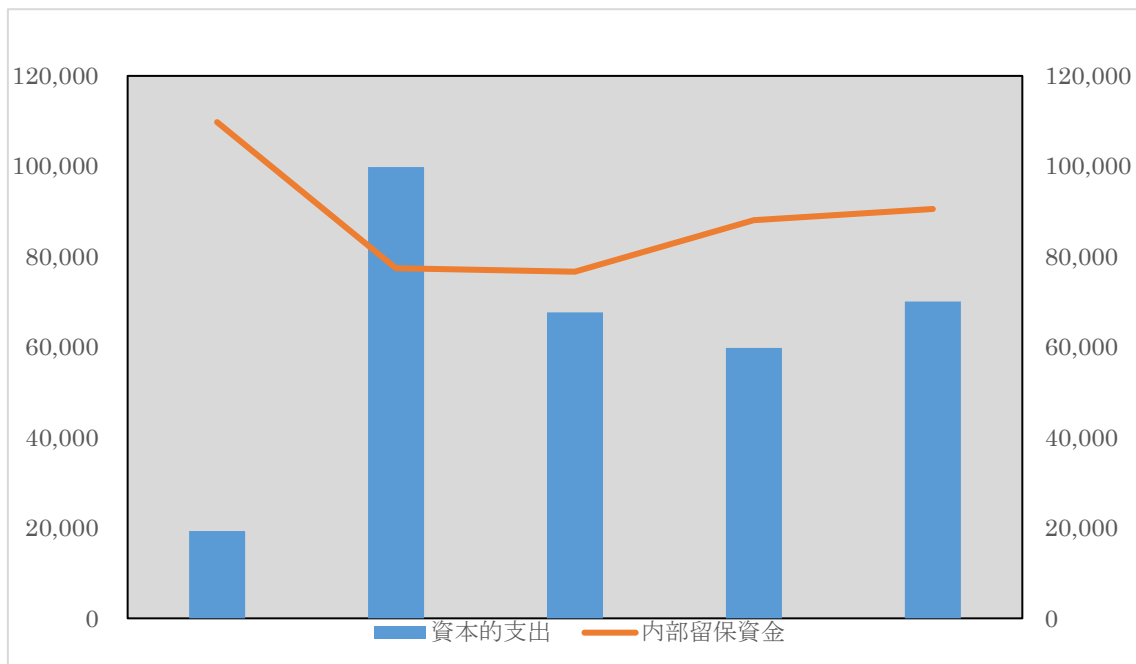
【令和元年度総収入の内訳】



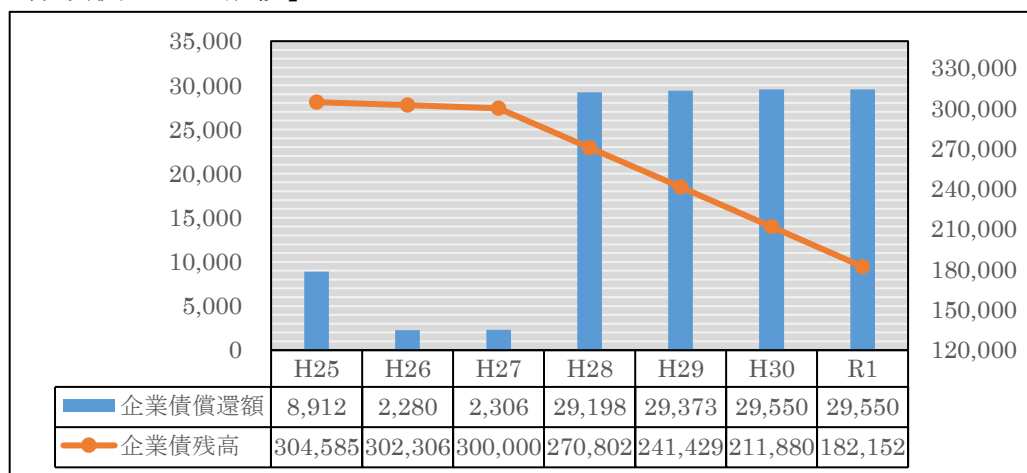
【令和元年度総支出の内訳】



【資本的支出と内部留保資金の推移】



【企業債償還金の推移】



6. 経営指標の状況

経営状況や課題を簡明に把握できる経営指標を抽出し、平成26年度から平成30年度の経営状況と財政状況について、類似団体の平均との比較により分析を行いました。

※類似団体

- ・給水形態：末端給水事業
- ・給水人口：5千人以上1万人未満

① 経営の健全性・効率性

i) 経常収支比率

【算出式】

	算出式（法適用企業）	
経常収支比率（%）	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$	× 100

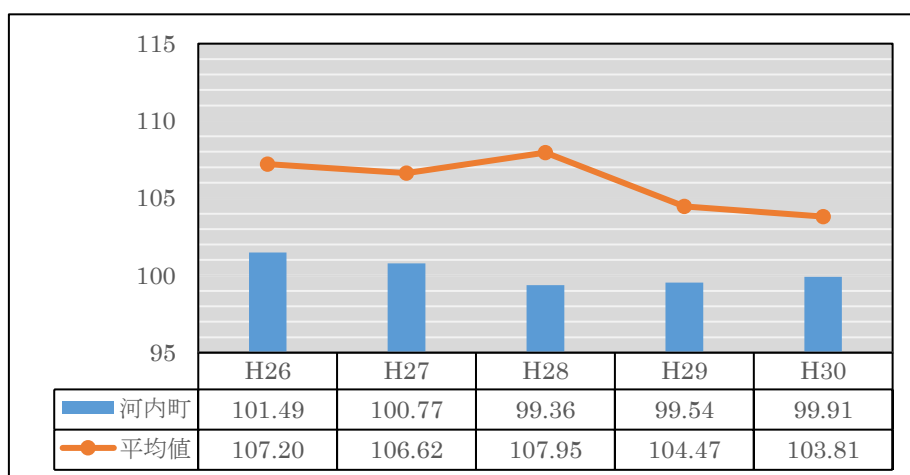
【指標の意味】

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

【分析の考え方】

単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。

【112.83】



【評価】

経常収支比率の指標は、100%前後で推移しているものの、類似団体の平均値よりも低い水準となっています。

また、一般会計からの補助金の収入もあり、企業会計の独立採算性の観点から見た場合、事業運営に必要な経費を確保しているとはいえない状況です。

ii) 流動比率

【算出式】

	算出式（法適用企業）	
流動化率（%）	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	× 100

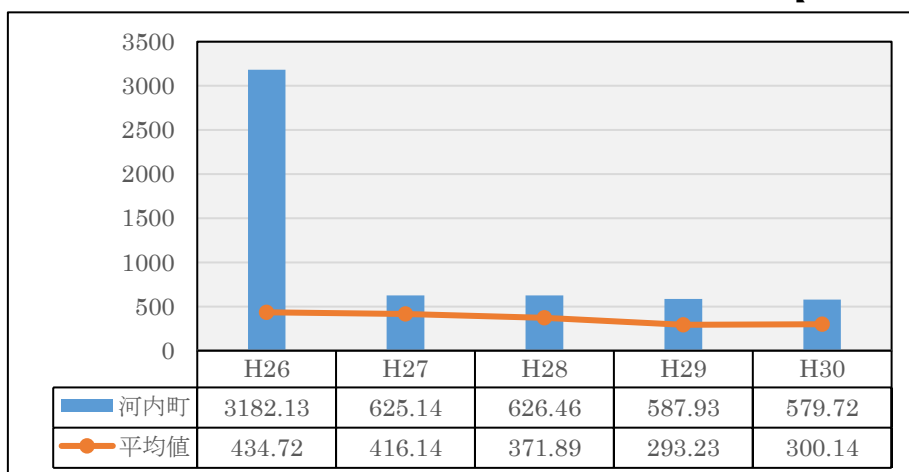
【指標の意味】

短期的な債務に対する支払い能力を表す指標です。

【分析の考え方】

流動負債に対する流動資産の割合であり、短期債務に対する支払い能力を表します。流動化比率は 100%以上であることが必要であり、100%を下回ると不良債務が発生していることになるため、支払い能力を高めるなど経営改善を図っていく必要があります。

【261.93】



【評価】

流動化比率は、類似団体の平均値を上回る状況であります。

平成 27 年度から数値が低下した理由は、平成 27 年度に借入れをした企業債の償還が開始されたことによるものですが、現状の短期的な債務への支払い能力は確保されています。

iii) 企業債残高対給水収益比率

【算出式】

	算出式（法適用企業）	
企業債残高対給水収益比率（%）	$\frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{給水収益}}$	× 100

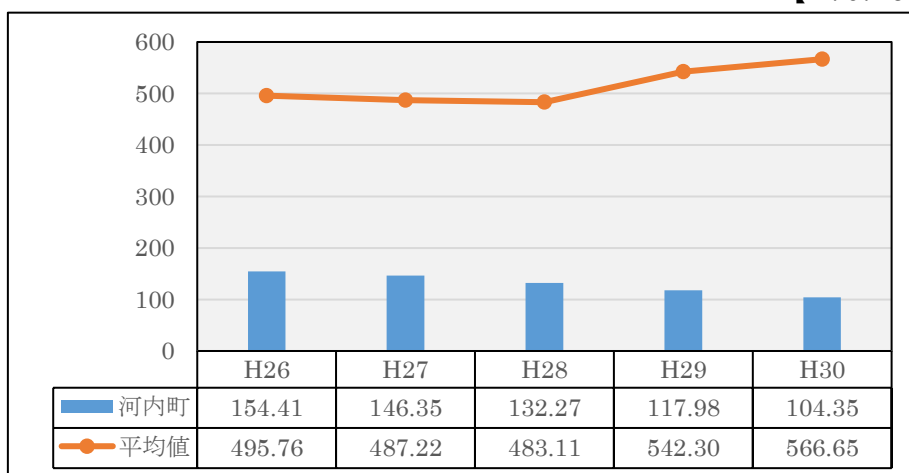
【指標の意味】

給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標です。

【分析の考え方】

明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。

【270.46】



【評価】

計画的な企業債の借り入れをしているため、類似団体と比較し、とても低い水準で推移しています。

今後も事業投資に対する企業債以外の財源確保することで、借入を抑制することが課題となります。

iv) 料金回収率

【算出式】

	算出式（法適用企業）	
料金回収率（%）	$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}}$	× 100

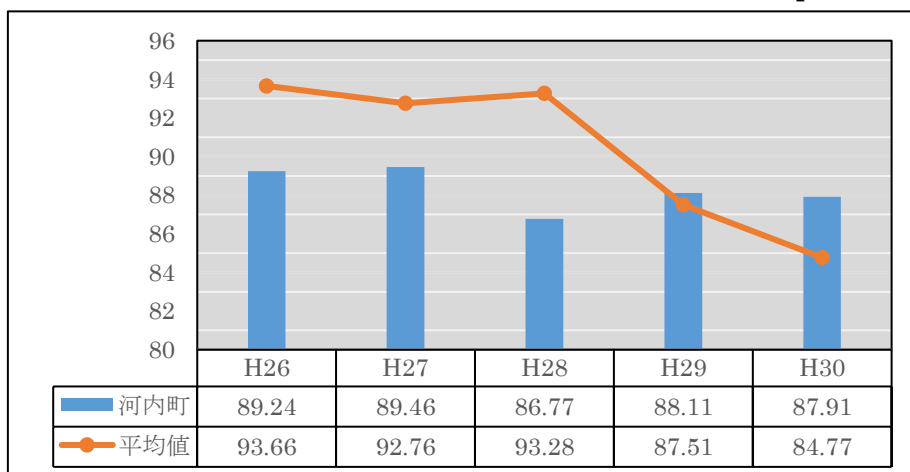
【指標の意味】

給水にかかる費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標で、料金水準等を評価することができます。

【分析の考え方】

供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が100%を下回る場合は、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します。数値が低く、繰出し基準外の繰り出し金によって収入不足を補てんしているような場合は、適切な料金収入の確保が求められます。

【103.91】



【評価】

平成 29 年度から類似団体の平均値を上回る状況になりましたが、指標は100%を下回る状況であり、給水に係る費用を給水収益で賄えていない状況です。今後もコスト削減や給水停止等の実施による徴収強化を行い、料金収入の確保への取組が必要です。

v) 施設利用率

【算出式】

	算出式（法適用企業）	
施設利用率（%）	$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}}$	× 100

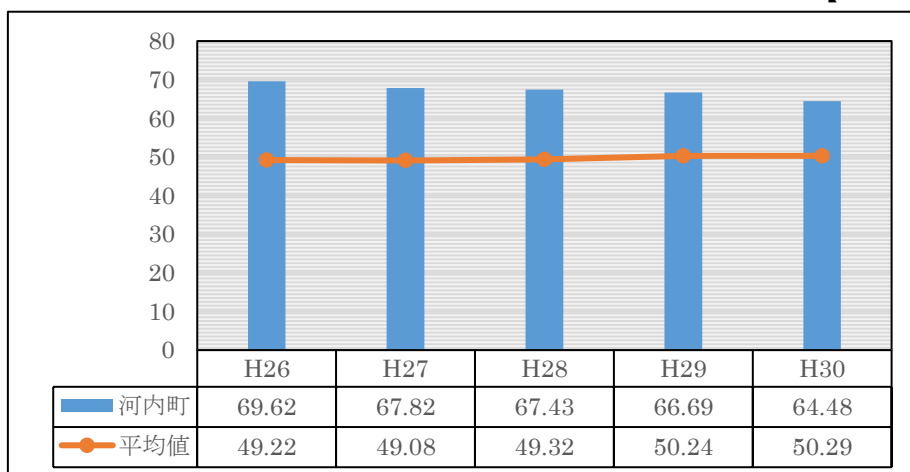
【指標の意味】

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

【分析の考え方】

明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。類似団体より数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないかといった分析が必要です。水道事業の性質上、季節によって需要に変動があり得るため、最大稼働率、負荷率を併せて判断することにより、適切な施設規模を把握する必要があります。

【60.27】



【評価】

類似団体と比較し、高い水準で推移していますが、年々数値は下降傾向にあります。

将来給水人口の減少や配水量の減少により、現在保有する施設の能力が過大となり、指標が悪化することが予測されます。安定的に水を供給できる能力を確保しながら、施設の更新時に水需要に合った施設の再構築が必要となります。

vi) 有収率

【算出式】

	算出式（法適用企業）	
有収率（%）	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}}$	× 100

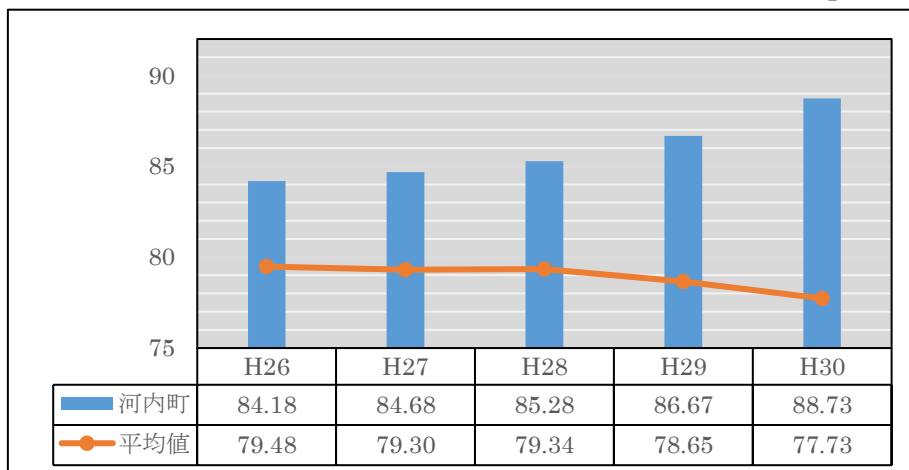
【指標の意味】

施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。

【分析の考え方】

100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されているといえます。数値が低い場合は、水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結びついていないため、漏水等の原因を特定し、その対策を講じる必要があります。

【89.92】



【評価】

類似団体の平均値と比較し、高い水準で推移しています。平成 29 年度から上昇した理由は、町内全域での漏水調査を行い、漏水箇所の修繕を行ったためです。

今後は管路の経年劣化が進むなかで、計画的な管路更新と定期的な漏水調査の実施により、有収率の向上に努めます。

② 施設の老朽化

i) 有形固定資産減価償却率

【算出式】

	算出式（法適用企業）	
有形固定資産減価償却率 （%）	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}}$	× 100

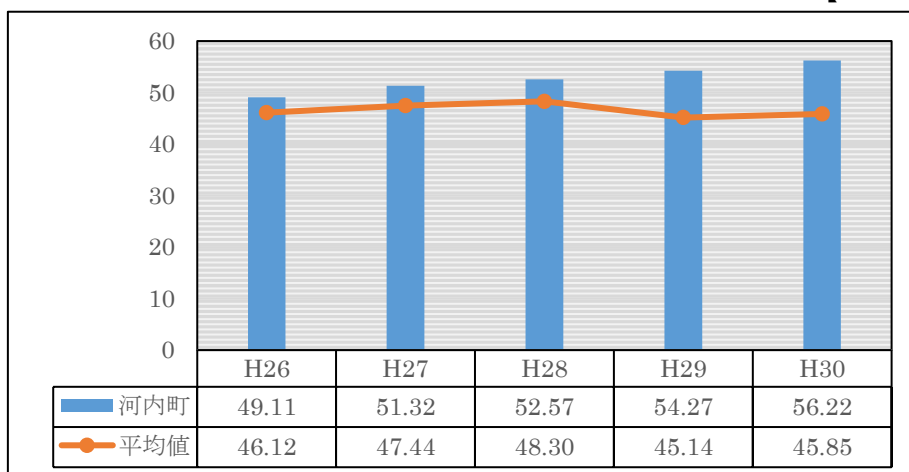
【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示しています。

【分析の考え方】

明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。

【48.85】



【評価】

平成 26 年度に公営企業会計が改正され、みなし償却が廃止されたことで実態に近い数値となっています。

今後は、計画的な施設の更新や大口径の主要管路の耐震化、老朽管布設替工事が必要となります。

ii) 管路更新率

【算出式】

	算出式 (法適用企業)	
管路更新率 (%)	$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}}$	× 100

【指標の意味】

当該年度に更新した管路延長の割合を示す指標で、管路更新ペースや状況を把握できます。

【分析の考え方】

明確な数値基準はありませんが、数値が1%の場合、すべての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることが分かります。経年比較や類似団体との比較により、自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。

【0.70】



【評価】

平成29年度から平成30年度は、水道管理事務所内の配水ポンプ等の設備更新が主だったため、管路更新率は0%に等しい状況になりました。

当町は水田地帯であるため、農業用排水路を跨ぐ水管橋が多いのが特徴です。

水管橋の更新事業費は、掘削を伴う配水管の布設工事と比較し割高になる傾向があるため、管路更新率が伸び悩む一つの要因となっています。

今後管路更新については、優先順位を付けながら、計画的な更新事業を進めていきます。

第3章 経営の基本方針

1. 水道事業の課題

河内町の水道事業は、人口減少や節水機器の普及により、給水収益は減少傾向となっています。

井戸使用世帯への水道加入促進を行っていますが、新規加入は20件前後と微増の状態です。

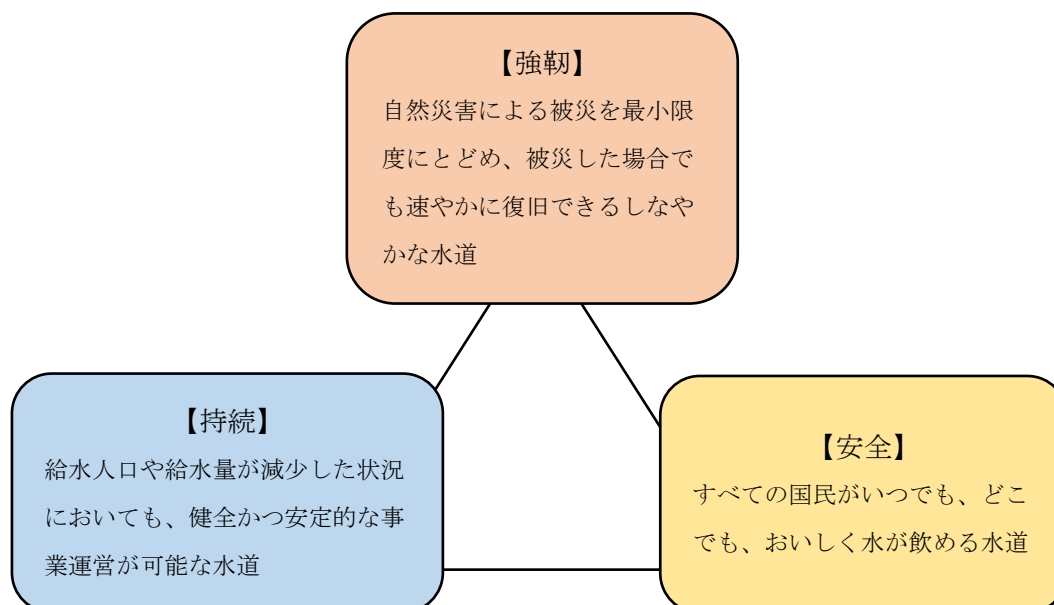
一方、老朽管が進行する施設の更新や災害対策として管路等の耐震化などを行うためには多額の費用が必要であり、今後は内部留保資金で行えなくなることも考えられます。

このような状況の中で、長期的に快適で安心な水道水の安定供給のためには、事業の効率化と収益性を高める必要があります。

厚生労働省は、人口減少社会の到来や東日本大震災の経験など、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するために「水道ビジョン」の全面的な見直しを行い、今後の取り組みの目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示した「新水道ビジョン」を平成25年3月に策定し、これまで水道事業者自ら作成するよう推奨してきた「地域水道ビジョン」を必要に応じ「水道事業ビジョン」と改定し、「新水道ビジョン」に基づいた各種施策をより一層推進するように要請しています。

水道の理想像

時代や環境の変化に的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、だれでも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道



50年後、100年後を見据えた水道の理想像を提示し、関係者間で認識を共有

(厚生労働省：新水道ビジョン)

安全

1. いつでも安心して飲める、安全で信頼される水道	
(1) 水質管理の充実	残留塩素・定期的な水質検査による計画的管理
(2) 浄水貯水量の確保	安定供給のための浄水貯水量の確保及び災害時の給水量の確保を図る
(3) 配水のバックアップ	安定した受水の確保・応援給水体制の充実
(4) 水源水量の確保	茨城県南西広域水道事業の受水に参画し、安定水利を確保

強靱

2. 災害に強く、たくましい水道	
(1) 老朽管更新・耐震化	耐用年数を迎える老朽管の更新と併せて災害に強い管路の構築
(2) 効率的な水運用の構築	使用水量に応じた施設のダウンサイジング等の検討
(3) 災害対策の強化	重要給水施設・災害時避難施設配水管路 近隣事業者や日本水道協会、災害協定締結企業との連絡体制の確立 防災体制の強化

持続

2. いつまでもお客様の近くにあり続ける水道	
(1) 長期的な財政計画	長期的な経営の効率化・健全化を推進
(2) 環境対策	電力、消費エネルギーの削減を推進
(3) 水道サービスの向上	広報誌、ホームページによる広報の充実
(4) 人材育成	水道事業に関する知識や技術の習得等資質の向上を図り技術を継承する

2. 将来の事業環境

① 給水人口の予測

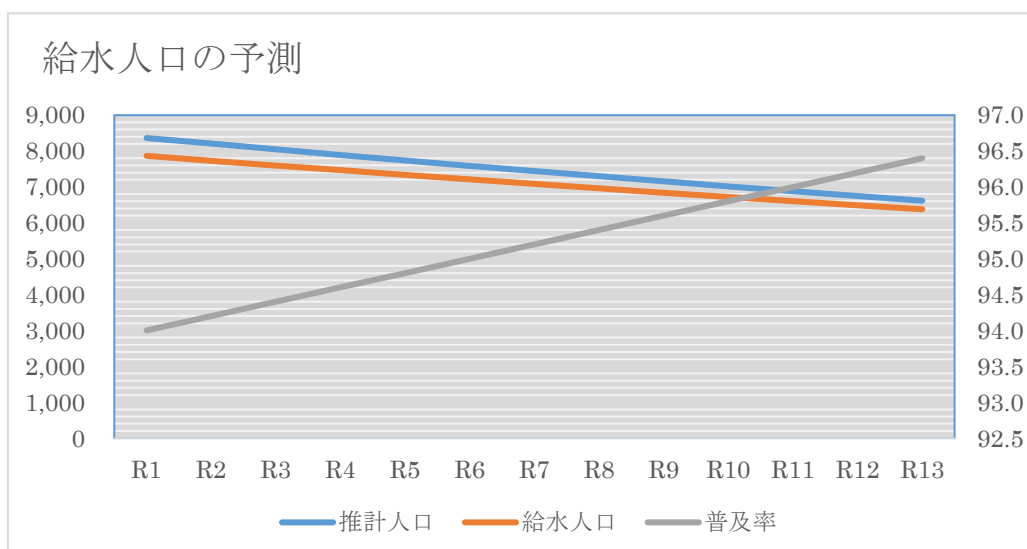
「1. 人口」の現状分析で触れたとおり、平成7年をピークに行政区域内人口は減少しています。河内町水道事業の給水区域と行政区域は一致し、普及率は令和元年度で94.0%であり井戸水を使用世帯の水道加入が見込まれることから給水人口は行政区域内人口と普及率の推計値に基づき予測することが適切です。

近年の常住人口増減の平均値を参考に推計すると、下表のとおり推移していくことが見込まれます。その結果、令和13年の当町の給水人口は約1,500人減少することが見込まれます。

【給水人口の予測】

年度	推計人口（人）	給水人口（人）	普及率（%）
令和元年	8,363	7,867	94.0%
令和2年	8,207	7,730	94.2%
令和3年	8,048	7,597	94.4%
令和4年	7,892	7,465	94.6%
令和5年	7,739	7,336	94.8%
令和6年	7,589	7,209	95.0%
令和7年	7,441	7,083	95.2%
令和8年	7,297	6,961	95.4%
令和9年	7,155	6,840	95.6%
令和10年	7,017	6,722	95.8%
令和11年	6,881	6,605	96.0%
令和12年	6,747	6,490	96.2%
令和13年	6,616	6,378	96.4%

※推計人口は常住人口の減少率の平均をもとに推計しています。



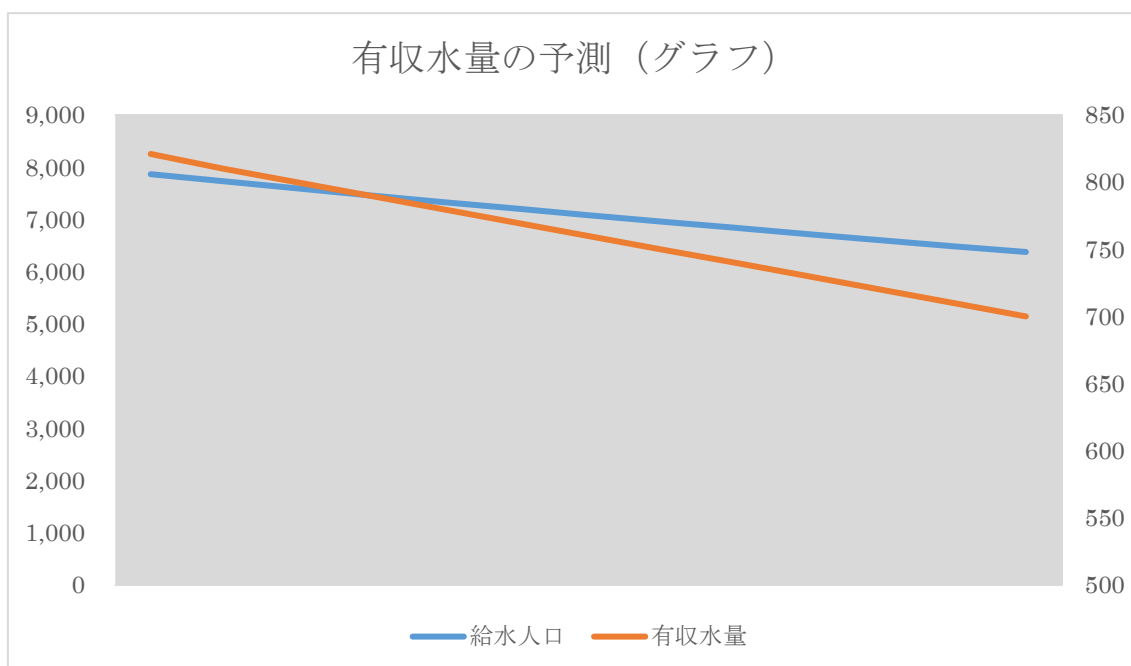
② 水需要の予測

河内町の水需要は、ほとんどが家庭用となっています。

そのため、水需要は給水人口予測に比例するものと考えられ、年間有収水量は令和元年度から令和13年度までの間で約15%減少すると予測されます。

【水需要の予測】

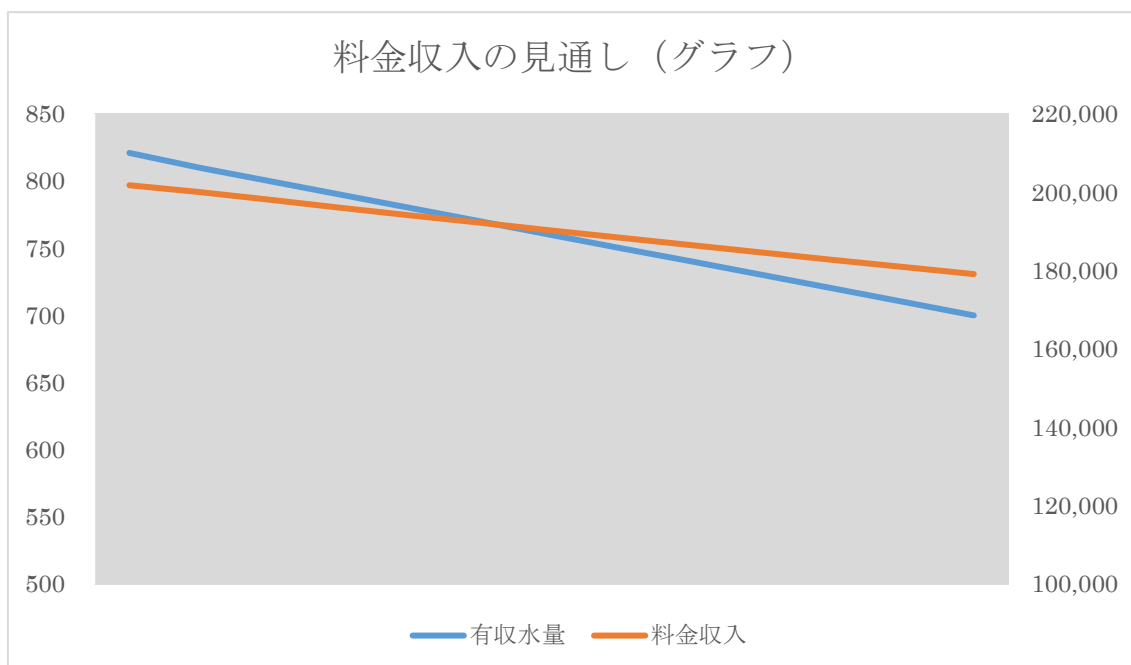
年度	給水人口（人）	有収水量（千 m^3 ）
令和元年	7,867	821
令和2年	7,730	810
令和3年	7,597	800
令和4年	7,465	790
令和5年	7,336	780
令和6年	7,209	770
令和7年	7,083	760
令和8年	6,961	750
令和9年	6,840	740
令和10年	6,722	730
令和11年	6,605	720
令和12年	6,490	710
令和13年	6,378	700



③ 料金収入の見通し

料金収入は、②の水需要に料金単価を乗じることにより予測されます。当面の料金改定の予定はありませんので、今後10年間の料金収入としては、直近の平均料金単価により予測値を算定することが適切と考えられます。

年度	給水人口（人）	有収水量（千m ³ ）	料金収入（千円）
令和元年	7,867	821	201,815
令和2年	7,730	810	200,065
令和3年	7,597	800	198,064
令和4年	7,465	790	196,083
令和5年	7,336	780	194,123
令和6年	7,209	770	192,181
令和7年	7,083	760	190,260
令和8年	6,961	750	188,357
令和9年	6,840	740	186,473
令和10年	6,722	730	184,609
令和11年	6,605	720	182,763
令和12年	6,490	710	180,935
令和13年	6,378	700	179,126



④ 施設の見通し

河内町の喫緊の課題としまして、耐用年数を迎える老朽管路の布設替えが課題です。

大口径の基幹管路を主体に耐震化の取り組みや、機械設備の定期的な点検による長寿命化を図ることが必要です。

⑤ 組織の見通し

河内町の水道事業の職員数は、町制施行時の平成8年度の5名から令和元年度は4名に減少しています。

すでに人員を削減し、水道事業を持続的に運営するには、現在の人員数は必要不可欠なものと考えます。

3. 基本方針

① 安全で安定した水の供給確保

「安全」、「安定」の観点から見た水道の理想像は、茨城県企業局阿見浄水場からの安定的な受水の確保と適正な水質検査の実施と情報公開を実施し、町民の皆さまにいつ飲んでも安全で信頼される水道をご利用していただくことです。

具体的には、次に示す状況を目指します。

○適正な水質検査機関への委託の継続及び検査結果の情報公開

○効果的、効率的な管路網や配水ポンプの更新整備

○給水装置の適切な管理、給水装置の機能の保持

② 水の供給体制の維持

「持続」の観点から見た水道の理想像は、給水人口や給水量が減少していく状況においても、町民の皆さまからの料金収入により、健全で安定的な事業経営を行い、いつでも安全な水道水を安定的に供給することです。

さらには、資産管理の視点から、施設の適切な点検・保守により施設寿命を管理し、中長期的な視点で計画的な施設更新を実施することです。

そして、官民連携の推進によって強い事業運営体制を確立し、町民の皆さまの近くにあり続けることです。

具体的には次に示す状況を目指します。

○安定した事業経営の継続

○施設の適切な点検・保守、中長期的な視点で計画的な更新の実施

○地域の状況や水需要の動向などの見通しを踏まえた供給体制の構築

○給水人口や配水量の減少に伴う水需要に応じたダウンサイジングの実施、効率的な施設配置の計画的な実施

○経営効果を高めるためのコスト削減、配水ポンプ等の機械・電気設備の省エネルギー化の継続

○町民の皆さまに対し、水道の必要性や健全な水道事業のあり方の理解、新しい知見や収集した情報を水道サービスに生かす仕組みの構築

③ 組織力の強化

「組織力」の観点から見た水道の理想像は、水道に関する技術、知識を有する人材を確保し、いつでも安全な水道水を安定的に供給することです。

さらには、近隣水道事業者と連携した業務の共同化などの広域化や官民連携の推進により強い事業運営体制を確立し、町民の皆さまに安心してご利用いただくことです。

具体的には、次に示す状況を目指します。

- 近隣水道事業者との連携による発展的な広域化、業務の共同化など経営的に持続可能な運営体制の構築
- 水道事業に精通する職員を適切に配置したうえで、強い事業運営体制の確立、ベテラン職員から若い世代への技術継承・人材育成と人員確保の計画的な実施
- 水道事業に関する技術を有する水道技術管理者の適切配置、組織内の権限が明確な体制の構築

④ 災害に強い水道の構築

「災害に強い」＝「強靱」の観点から見た水道の理想像は、自然災害等による被災を最小限にとどめるため、基幹水道施設などのハード面での耐震化が完了していることです。

さらには、近隣水道事業者や民間企業などとの連携による、総合応援体制などのソフト面での対策を整備し、迅速な応急給水と応急復旧を可能とする強くたくましい水道を構築していることです。

具体的には、次に示す状況を目指します。

- 施設更新計画などに基づき、大口径基幹管路の耐震化の計画的な実施、基幹管路以外の配水管や給水管についても、適切な材質や仕様の採用
- 重要給水施設などに至る配水管の耐震性の確保
- 災害や緊急時に給水するための応急給水設備を確保、給水所において飲料水の供給体制が構築
- 他水道事業者や企業との相互応援協定の締結、災害や緊急時の給水体制の構築

⑤ 環境負荷の低減

「環境負荷」の観点から見た水道の理想像は、水需要の推移に注視しながらダウンサイジングなどを実施し、配水ポンプ等のエネルギー消費を可能な限り抑制することです。

具体的には、次に示す状況を目標とします。

○水需要の推移に合わせた水道施設のダウンサイジング等の実施、省電力機器の導入による省エネルギー化の実施

⑥ 町民との連携

「町民との連携」の観点から見た水道の理想は、水道に関する情報の共有を図り、町民の皆さまの水道に対する理解を深め、ご意見が水道事業に反映されることです。

具体的には、次に示す状況を目標とします。

○水道に関する情報の公開による水道事業に対する理解を深める

○事故を防止するための情報の提供

4. 推進する施策

① 安全で安定した水の供給確保

安全で安定した水道水の供給が図られているためには、良質で安全な水源の確保に努め、適正な水質検査の実施と情報公開が行われているということです。

さらに、管路及び給水装置における水質保持の衛生管理など、水源から給水栓までの統合的な管理が水道事業者と町民の皆さまとの協働により実施されていることが求められています。

そのために重点的な施策を次のとおり設定します。

i) 安全で信頼される水道の安定供給【安全】

町が将来にわたり、安全で信頼される水道水の安定供給を持続するため、水源から給水栓に至るまで水道施設全体の統合的な管理を徹底する体制の構築を検討します。また、町民の皆さまの安心を得るために、最新の水質検査結果情報を町ホームページに掲載するとともに、積極的に水道水の安全性に関する情報の共有化を図ります。

ii) 適正な水質管理の継続【安全】

安全な水をお届けするためには、水質の管理が重要です。

そのため、水道法に基づき策定する水質検査計画に基づく水質検査機関による水質検査を継続し、結果を公表します。

iii) 簡易専用水道及び小規模専用水道の管理体制強化【安全】

簡易専用水道及び小規模専用水道の管理が適切に行われない場合、水質の悪化を引き起こし、衛生面における水道への信頼が損なわれることとなります。

簡易専用水道及び小規模専用水道について管理者に対し、適正管理・衛生指導等の体制の強化を検討します。

iv) 組織力の強化【安全・持続】

行政改革による業務の見直しにより、職員数を削減し、組織のスリム化を図ってきました。その一方で、技術を有する職員の不足や専門的知識の低下も懸念されることから、職員数のみならず、適正な年齢構成や職員の能力の確保が必要です。

このことを踏まえ、水道事業を将来にわたり安定して持続させるため、水道に精通した職員の育成と組織力の強化に取り組みを検討します。

v) 民間活用の推進【安全・持続】

民間事業者は、水道事業に関する業務の受注を通して、技術・手法を蓄積させています。将来にわたり、民間事業者とのパートナーシップのもと、「民間にできることは民間」に業務を委託し、技術水準の向上、経営の安定化を図っていかなければなりません。

人材不足や技術力を補うため、官民連携を持続・発展させつつ、業務を監督・指導する職員の知識や技術力の維持・向上を図り、水道事業に精通する職員が適切に配置されるような取り組みを検討します。

② 基幹施設に関する施策

安全な水道水の供給のためには、適正な施設の更新が必要とされています。

更新に際しては、水需要の推移に注視し、持続可能な水道のためダウンサイジング等の検討を行います。

そのための重点的な施策を次のとおり設定します。

i) ダウンサイジング【持続】

基幹施設の更新にあたっては、水需要の減少に応じたダウンサイジングを考慮し、効率的な施設配置を行います。

③ 配水に関する施策

水道水の安定供給を行うためには、大口径の主要管路を中心として耐震化され、適正な水圧で供給されることが必要です。

そのための重点的な施策を次のとおり設定します。

i) 主要管路の耐震化【強靱】

東日本大震災後、布設する配水管は従来と比較し耐衝撃性が強い管種を採用しています。大口径の主要管路につきましては、今後の布設替え時に順次耐震管を採用し、耐震化を図ります。

またアセットマネジメントを活用した投資額の平準化や、避難所等の重要給水拠点までの管路について優先順位を設け耐震化を進める必要があります。

ii) 適正な水圧での供給【安全】

現在は、水道法で定める水圧の範囲内で供給されていますが、配水ポンプや大口径の主要管路等の基幹施設の更新後も適正な水圧で供給できるように考慮しつつ、管路の耐震化を進める方針です。

④ 災害対策に関する施策

災害に強い強靱な水道を実現するためには、ハード、ソフトの両面においての取り組みが重要となります。

そのための重点的な施策を次のとおり設定します。

i) 応急給水体制の整備【強靱】

大規模地震の発生により水道施設が被災した場合、完全復旧までには長い日数が必要となります。また、その他自然災害においても、配水管の破損や長期間にわたる停電等により水道施設の機能が低下し、断水など生活に支障をきたす場合も想定されます。

そのため、被災の状況に応じ、様々な関係者との連携による応急給水活動や応急復旧活動が円滑に展開できるような体制を危機管理部門と共同で検討します。

⑤ 環境負荷に関する施策

水道施設の省エネルギー化により、環境負荷を低減するような取り組みが求められています。

そのための重点的な施策を次のとおり設定します。

i) 省エネルギー化【持続】

水道施設の省エネルギー化の推進は、環境負荷の低減のみならず、事業運営の持続性確保にも寄与することから、積極的な取り組みを推進します。

節電型設備・機器の導入、水需要の減少に合わせたダウンサイジング、効率的な施設配置による消費エネルギーの抑制を推進します。

⑥ 町民との連携に関する施策

これからの水道事業は、町民の皆さまとの信頼関係を向上させ、お客様のニーズを踏まえた諸課題に取り組まなければなりません。取組の推進には、これまでの信頼関係を維持しつつ、水道事業に対し、より一層の理解を得ていくことが必要です。

そのための重要な取り組みを次のとおり設定します。

i) コミュニケーションの充実【持続】

水道に関する情報の共有化を図り、町民の皆さまの意見を水道事業に反映させる仕組み作りに取り組み、町民の皆さま一人一人が水道の共同オーナーである意識の共有に努めます。

ii) 災害時対策に関する情報の共有化【強靱】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災での水道管の破損により、町内全域で断水が発生しました。

この経験を踏まえ、その後に布設する配水管は耐衝撃性に強い管種を採用してきました。

災害時や緊急時に断水になった場合でも、迅速に復旧を行うため、災害対策本部や民間企業等との連携を行い、災害対策に関する情報の共有化を推進します。

iii) 給水装置における事故の防止【安全】

給水装置は町民の皆さま個人の所有物であり、水道水を直接ご家庭に届けるための大切な機能を課すものです。給水装置の施工や管理（老朽化も含む）に不備があると、水質悪化や漏水などの事故を招き、水の安全性が確保されなくなります。

そのため、町民の皆さまに給水装置の施工や管理により関心を持っていただくようPRを進めます。

第4章 収支計画（投資・財政計画）

1. 前提条件

① 収支計画のうち投資についての説明

i) 投資の目標に関する事項

事業の推進には多額の費用と労力を要するため、可能な限り長期間、現有施設を供用していき事業経営面からも実現可能な計画として、今後10年間において、緊急性の高い管路の更新を行っていきます。

投資に際しては、流動化率の状況を注視しながら計画的な企業債の借入れを行い、かつ投資額の平準化を図るように配慮します。

ii) 管路の更新に関する事項

今後10年間において経営基本方針で示した基幹施設並びに配水施設に関する諸施策として、水需要の減少に応じた施設のダウンサイジング、大口径の主要管路の耐震化について優先順位を設け、具体的実施内容や実施時期を検討し、投資額の平準化に配慮しながら計画的な更新を行っていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

i) 財源の目標に関する情報

今後給水人口や有収水量の減少に伴う料金収入の減少が見込まれる中で、漏水が多い路線の優先的な布設替や漏水箇所早期修繕、定期的な漏水調査の実施による有収率の向上や管路の布設替時における水道未加入世帯への加入推進の実施や未収金の徴収対策の強化を図り、自主財源の確保を維持しながら当期純利益が黒字で継続するよう経営の合理化を進めていきます。

ii) 使用料収入に関する事項

将来の給水人口推移を見込んで年間給水量を算出し、直近の料金単価を料金収入として見込んでいます。

今後、給水人口や有収水量の減少により他会計繰入金の依存が高くなることが予測されます。計画期間以降においても安定的な事業運営の実施のためには近い将来において料金改定の検討が必要となります。

iii) 企業債に関する事項

事業実施計画に基づき、企業債発行を予定しています。企業債発行については、流動化率の状況を注視しながら計画的な企業債の借入れを行います。

iv) 繰入金に関する事項

収益的収支において、令和元年度までの繰入金は全て地方交付税の基準外繰入金でしたが、収支の内容を精査し、基準内繰入金に該当できるもの

を活用し、基準外繰入額を縮小していきます。

資本的収支においては、原則として内部留保資金で賄いながらも、多額な費用を要する事業は、所要の財源確保と計画的な財政措置を考慮しなければなりません。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

i) 職員給与費に関する事項

現状の業務について必要最低限の人員で業務を遂行しており、今後も現状の体制を維持していく予定です。

給与水準については、現状維持の水準で抑制することを見込んでいます。

ii) 動力費に関する事項

動力費については、配水ポンプ、制御設備等の電気設備の更新が平成 30 年度に終了し、全庁的な電力供給先の見直しを行ったため、動力費の抑制が図られました。

今後も動力費については、現状維持の水準で推移していくことを見込んでいます。

iii) 修繕費に関する事項

施設の老朽化に備えて計画的な修繕を行いますが、現状の水準を維持する方針です。

iv) 委託費に関する事項

委託費については、現状と同水準を維持することを見込んでいますが、今後は漏水調査等の多額な委託費を要する事業は、他事業体との共同発注によるコスト削減を検討していきます。

2. 収支計画（投資・財政計画）の策定結果

① 収益的収支

営業収益は令和元年度の 201,815 千円から令和 13 年度には 179,126 千円と毎年度の減少が見込まれます。営業外収益については、一般会計補助金から職員給与費相当額と墓地や集会所等の料金免除相当額の合計額 38,700 千円を毎年見込んでいます。

営業費用は令和元年度の 234,679 千円から令和 13 年度には 179,874 千円を見込んでいます。うち、職員給与費と経費は現状維持が見込まれ、減価償却費が令和元年度の 70,737 千円から令和 13 年度には 35,553 千円まで減少が見込まれます。営業外費用は全て企業債利息であり、令和元年度の 1,227 千円から令和 7 年度に償還が完了する予定です。

上記の結果、当期純利益は 81 千円から 39,147 千円の範囲内で推移していきます。

② 資本的収支

資本的収入は、現状維持を見込んでいますが、将来的には計画的な企業債の借り入れ及び、補助事業の活用を検討していきます。

資本的支出は、令和 3 年度から令和 7 年度は 70,000 千円前後の推移が見込まれます。主に建設改良費と企業債償還金（元本）となります。令和 8 年度以降の資本的支出は、現在の建設改良費の現状を基としています。

資本的収支（資本的収入額が資本的支出額に不足する額）は、資本的支出額と同額で推移しますが、全額補てん財源の範囲内で賄える見通しですが、計画的な企業債の借り入れ及び、補助事業の活用を検討し、補てん財源の確保を行います。

③ 資産・負債残高

流動資産（主に現金預金）は、令和元年度の 222,153 千円から令和 13 年度には 175,914 千円までの減少が見込まれます。流動負債は、企業債の償還が終了する令和 7 年度までは 42,169 千円から 35,315 千円で推移が見込まれます。

この結果、流動負債に対する流動資産の割合を示す流動比率については毎年度 560%から 600%越となることが見込まれ、資金不足が生じることは見込まれません。

また、企業債残高について、令和元年度の 29,906 千円から令和 7 年度で償還が完了する見込みで着実な償還の進行が見込まれます。

図表2-1 収支計画(収益の収支)

(単位:千円 %)

区分	年度	R元年度 (決算)	R2年度 (決算見込)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収益的収入	1. 営業収益(A)	203,545	205,590	199,864	197,883	195,923	193,981	192,060	190,157	188,273	186,409	184,563	182,735	180,926
	(1) 料金収入	201,815	203,670	198,064	196,083	194,123	192,181	190,260	188,357	186,473	184,609	182,763	180,935	179,126
	(2) 受託工事収益(B)	27	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	(3) その他	1,703	1,820	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	2. 営業外収益	32,428	28,183	39,929	39,913	39,062	38,714	38,700	38,687	38,675	38,663	38,642	38,632	38,622
	(1) 補助金	29,600	25,459	37,270	37,270	37,270	37,270	37,270	37,270	37,270	37,270	37,270	37,270	37,270
	他会計補助金(基準外)	29,600	22,773	34,584	34,584	34,584	34,584	34,584	34,584	34,584	34,584	34,584	34,584	34,584
	他会計補助金(基準内)	0	2,686	2,686	2,686	2,686	2,686	2,686	2,686	2,686	2,686	2,686	2,686	2,686
	(2) 長期前受金戻入	2,649	2,544	2,509	2,493	1,642	1,294	1,280	1,267	1,255	1,243	1,222	1,212	1,202
	(3) その他	179	180	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
収入計(C)	235,973	233,773	239,793	237,796	234,985	232,695	230,760	228,844	226,948	225,072	223,205	221,367	219,548	
収益的支出	1. 営業費用	234,679	232,634	236,977	235,012	227,554	222,421	214,608	209,946	207,921	204,445	195,637	181,979	179,874
	(1) 職員給与費	33,427	34,462	34,584	34,584	34,584	34,584	34,584	34,584	34,584	34,584	34,584	34,584	34,584
	基本給	17,351	17,547	17,681	17,681	17,681	17,681	17,681	17,681	17,681	17,681	17,681	17,681	17,681
	手当	6,294	6,929	6,912	6,912	6,912	6,912	6,912	6,912	6,912	6,912	6,912	6,912	6,912
	法定福利費	7,382	7,524	7,537	7,537	7,537	7,537	7,537	7,537	7,537	7,537	7,537	7,537	7,537
	賞与引当金繰入額	2,400	2,462	2,454	2,454	2,454	2,454	2,454	2,454	2,454	2,454	2,454	2,454	2,454
	(2) 経費	130,515	128,008	130,872	129,971	129,078	127,993	127,116	126,246	125,384	124,530	123,683	110,460	109,737
	受水費	104,198	102,981	102,372	101,471	100,578	99,693	98,816	97,946	97,084	96,230	95,383	82,160	81,437
	動力費	2,693	3,000	3,200	3,200	3,200	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	修繕費	6,260	4,400	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	材料費	470	527	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
	その他	16,894	17,100	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500
	(2) 減価償却費	70,737	70,164	71,521	70,457	63,892	59,844	52,908	49,116	47,953	45,331	37,370	36,935	35,553
	2. 営業外費用	1,227	1,058	869	688	506	323	139	966	878	790	702	615	527
	(1) 支払利息	1,227	1,058	869	688	506	323	139	966	878	790	702	615	527
	(2) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出計(D)	235,906	233,692	237,846	235,700	228,060	222,744	214,747	210,912	208,799	205,235	196,339	182,594	180,401
経常損益(C)-(D) E	67	81	1,947	2,096	6,925	9,951	16,013	17,932	18,149	19,837	26,866	38,773	39,147	
特別利益(F)	83	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損失(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損益(F)-(G) (H)	83	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	150	81	1,947	2,096	6,925	9,951	16,013	17,932	18,149	19,837	26,866	38,773	39,147	
繰越利益剰余金又は累積欠損金(I)	87,098	87,248	87,329	89,276	91,372	98,297	108,248	124,261	142,193	160,342	180,179	207,045	245,818	
流動資産(J)	222,153	219,692	215,298	210,992	206,772	202,637	198,584	194,612	190,720	186,906	183,168	179,504	175,914	
うち未収金	73,182	42,169	41,326	40,499	39,689	38,895	38,117	37,355	36,608	35,876	35,158	34,455	33,766	
流動負債(K)	36,384	42,498	43,328	34,766	34,988	35,131	35,315	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	
うち建設改良費分	29,906	29,728	30,086	30,266	30,448	30,631	30,815	0	0	0	0	0	0	
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち未払金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
累積欠損比率((I)/(A)-(B) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営業収益-受託工事収益(A)-(B) (M)	203,518	205,490	199,764	197,783	195,823	193,881	191,960	190,057	188,173	186,309	184,463	182,635	180,826	
地方財政法による資金不足の比率((L)/(M) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額(O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(P)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法第22条により算定した資金不足比率((N)/(P) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

図表2-2 収支計画(資本的収支)

(単位:千円 %)

区分	年度	R元年度 (決算)	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
資本的 収入	1. 企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(A)のうち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(B)													
	純計(A)-(B)(C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的 支出	1. 建設改良費	36,780	41,833	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	29,728	29,906	30,086	30,266	30,448	30,631	30,815	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計(D)	66,508	71,739	70,086	70,266	70,448	70,631	70,815	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額(D)-(C)(E)	66,508	71,739	70,086	70,266	70,448	70,631	70,815	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	66,508	69,906	70,086	70,266	70,448	70,631	70,815	4,000	4,000	4,000	4,000	38,390	32,740
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,610	7,260
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計(F)	66,508	69,906	70,086	70,266	70,448	70,631	70,815	4,000	4,000	4,000	4,000	40,000	40,000
補填財源不足額(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高(H)	182,152	152,246	122,160	91,894	61,446	30,815	0	0	0	0	0	0	0	

○他会計繰入金

区分	年度	R元年度 (決算)	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収益的収支分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金														
収益的収支分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 経営戦略の事後検証、更新等

今回策定した経営戦略を投資計画、財政計画に具体的取り組みとして反映させるとともに、着実な実行を目指します。

また、今後の社会情勢の変化に対応するため、積極的にお客様ニーズの把握に努め、「持続」「安全」「強靱」の実現に向けて事業を進めてまいります。

このため、町では下図で示した PDCA サイクルにより、計画の策定(Plan)、事業の実施(Do)、達成状況の確認(Check)、改善の検討(Action)を繰り返し行うことによって改善を図り、目標達成に向けた取り組みを推進します。

具体的には、経営比較分析表の各種経営指標を活用し、経営環境の類似する他団体の水道事業の経営状況の比較分析などを行うなどして経営状況を的確に把握し、検証・評価し、実施手法の改善や計画の見直しに反映させていくものとなります。

また、計画の定期的な見直しについても、5年おきに計画を経営実態やその時点における経営環境に照らし合わせて見直しを行い、適宜経営戦略における目標や施策、計画数値、実施体制等について変更を実施していきます。

